

令和3年10月5日

発 言 者	発 言 要 旨
松田委員	父子家庭の場合、母子家庭よりも行政の支援制度を受けにくい状況にあると考えるがどうか。
子ども家庭支援課長	<p>母子家庭は9,445世帯、父子家庭が2,052世帯であり、父子家庭の割合はひとり親世帯全体の約17%である。</p> <p>支援制度には所得制限がある場合があり、例えば、児童扶養手当の全額支給は、親子2人世帯の場合で年収約160万円以下という制限が設けられている。母子家庭は就労収入200万円以下が54.3%であるのに対し、父子家庭は26.3%となっており、収入に差があることが支援対象にならない理由だと考えている。</p>
松田委員	父子家庭の場合、行政の支援制度に頼ることがはばかれることもあると考えるがどうか。
子ども家庭支援課長	<p>1人で仕事も子育ても担う大変さは母子家庭も父子家庭も同じだと考えており、経済的支援以外にも子育て支援など様々な支援策を準備している。必要な方に支援が結びつかないことは、課題だと考えており、これまでも制度の周知については、県のホームページやひとり親家庭福祉のしおりを活用するなど市町村と連携して取り組んでいる。9月補正予算に子ども食堂等で食料の提供と相談支援をあわせて行う事業を計上しており、民間及び地域の方々とも連携して支援に結びつくよう取り組んでいきたい。</p>
松田委員	コロナ禍において生活保護費が増加すると考えられるが、生活保護費の国庫返還金が生じた理由は何か。
地域福祉推進課長	<p>生活保護費については、精査した上で国へ要求しているものの、毎年返還金が生じている状況である。</p> <p>今回も補正予算として生活保護費返還金が計上されているが、昨年度分が特に多かった訳ではない。</p>
松田委員	生活保護の申請に対する審査手順はどうか。また、生活保護世帯における自動車保有の考え方はどうか。
地域福祉推進課長	<p>生活保護の申請があった場合、世帯員の状況や収入の見通し、親族の支援等について福祉事務所が聞取りのうえ決定している。その中で、例えば、申請を躊躇する原因にもなり得る扶養義務者への照会は、家庭の状況に応じた細やかな対応に留意するなどしており、生活保護が必要な方には、国民の権利としてきちんと受給できるよう対応している。</p> <p>また、自動車は必ずしも保有できないわけではなく、世帯によって車を活用した収入があることや、車がないと生活に大きな支障が生じるといった状況によっては認められることもある。</p>
松田委員	酸素ステーションの具体的な設置目的や設置場所等はどうか。また、規模はどの程度か。

発 言 者	発 言 要 旨
参事（兼）新型コロナワクチン接種総合企画課長	<p>酸素ステーションの役割は、入院患者の増加に伴い病床が逼迫し、すぐに入院できない場合に自宅療養者や宿泊療養者の容体悪化などへの対処として、生体モニタリングなどを行いながら、酸素吸入などの対応を行うことである。病床が大分逼迫している状況下で素早く設置できるよう、今回補正予算の要求を行っている。具体的な内容や設置場所等については、今後検討していく予定であり、現段階では内陸1か所、庄内1か所と考えている。また、それぞれ15床程度を目安にしており、酸素ステーション利用後2、3日程度で入院につなげていくことが必要と考えている。</p> <p>なお、酸素ステーションを要するような医療逼迫を招かないよう、感染防止対策を進めていくことが重要と考えている。</p>
松田委員	3回目の新型コロナワクチン接種の考え方はどうか。
参事（兼）新型コロナワクチン接種総合企画課長	<p>2回目の接種終了後8か月の期間を空けてからの3回目の接種について準備を進めるよう政府から指示があった。</p> <p>基本的には、市町村の住民接種の枠組みで接種することとなるが、医療従事者については、医療機関の希望により、勤務する医療機関の中での接種が可能ということが示されており、病院の希望の確認やワクチンの供給等については地域の実情に応じて進めることとなる。</p> <p>今後、県、市町村、関係団体等と意見交換、調整等を行いながら進めていく</p>
松田委員	3回目の接種において大規模接種は予定しているのか。
参事（兼）新型コロナワクチン接種総合企画課長	大規模接種の枠組みについて、国から示されてはいない。
松田委員	3回目接種も1、2回目と同じメーカーのワクチンになるのか。また、12歳未満に対するワクチン接種の考え方はどうか。
参事（兼）新型コロナワクチン接種総合企画課長	<p>基本的には同じワクチンを接種するが、異なるワクチンの接種については、厚生労働省ではまだ研究中とのことである。</p> <p>また、国内では、11歳以下のワクチン接種について承認されていないため、今後、承認の状況などを見据えながら対応していくこととなる。承認された場合、なるべく早く円滑に接種できるような体制を作りたい。</p>
松田委員	抗原検査キットの活用状況はどうか。
参事（兼）新型コロナワクチン接種総合企画課長	<p>抗原検査キットについては、これまで県や国から学校関係、福祉施設に配布しており、検査キットの活用については、学校等では教職員が自ら採取して教職員の感染拡大を防ぐことを目的としている。また、福祉施設などは、医療と連携し、医師等が採取する場合等を想定している。</p> <p>なお、抗原検査キットについては、検査感度の特性から、検査対象が有症状者に限られる。</p>
関委員	特別児童扶養手当の申請却下率はどのような状況にあるのか。

発 言 者	発 言 要 旨
子ども家庭支援課長	<p>受給資格や手当の認定については、住所地の市町村を經由し提出された認定請求書を都道府県が審査を行うことになっており、県では政令、診断基準、審査方法を規定した厚生労働省の認定要領に基づき、障害種別ごとに県から委嘱している専門の医師が、傷病の発症状況、治療歴、発育歴、教育歴、発達障害の関連症状や問題行動、日常生活能力の程度などを総合的に審査し、その結果に基づき認定をしている。</p> <p>直近の申請却下の状況として、平成28年度は申請322件、認定250件、却下68件。29年度は申請279件、認定236件、却下55件。30年度は申請270件、認定が224件、却下が37件。令和元年度は申請277件、認定214件、却下67件。2年度は申請264件、認定231件、却下36件である。</p>
関委員	<p>県の行政不服審査会に6年間で17件の不服申し立てが行われているが、17件のうち9件が特別児童扶養手当に関わるものとなっている。</p> <p>実際に却下されるのが多いのは発達障害を含む精神障害ではないのか。また、なぜ却下される割合が多いのか、申請者の立場で要因を調査・検討すべきと考えるがどうか。</p>
子ども家庭支援課長	<p>平成28年度の障がい種別ごとの却下の状況について調査したところ、申請318件に対して、68件の却下であるが、精神に関する申請は258件で却下は62件となっている。また、全国と比較をした場合、本県の認定数は20歳未満人口1万人当たり128人で、全国平均の121人レベルの状況である。加えて、厚生労働省の事務指導監査では本県の審査については適切であると評価されている。このほか、東北各県など全国の自治体に照会したが、認定手続きや審査の方法に特段の違いは確認できなかった。</p> <p>厚生労働省は自治体間で差が生じていることについて調査分析した上で適切に対応していかなければならないとしており、県としては厚生労働省の対応を注視していく。</p>
関委員	<p>今年度の保健所職員の労働状況はどうか。</p>
健康福祉企画課長	<p>人事課から聞いているところでは、コロナを担当している課の時間外の様子は、4総合支庁あわせて1人当たり月平均で新型コロナ前の令和元年は12.8時間、2年度は22.4時間であり、対前年比で9.6時間増加しているとのことだった。</p>
関委員	<p>国では保健師の体制を強化するため、財政措置を拡充していると思うが、本県の保健所の保健師の配置等、保健所の体制整備状況はどうか。</p>
健康福祉企画課長	<p>国は令和3年度の地方財政計画の中において、「保健師の恒常的な人員体制強化のため、現行の1.5倍とするために必要な財政措置を講ずる」こととしている。これに対し、県では、令和3年度に7名採用し、4年度も約10名の採用募集を行うほか、山形市保健所でも採用を行っているため、県全体の保健師の数は、国が求めているものに近くなっていると考えている。</p>
関委員	<p>コロナ禍に伴い面会制限を実施している医療機関があるが、県立病院においてオンライン面会を実施している所はあるか。また、県立病院に</p>

発 言 者	発 言 要 旨
県立病院課長	<p>おけるWi-Fi環境はどうか。</p> <p>各県立病院においては、コロナ感染防止の観点から、患者への面会は原則禁止としているため、患者や家族に対するフォローとしてオンライン面会を行っている。</p> <p>また、県立病院では随時、セキュリティを確保した院内のインターネット環境の整備を進めている。中央病院においては今年の7月から患者もWi-Fiが使える環境となっており、今後、こころの医療センターや建設中の新庄病院においても整備を進める予定である。</p>
関委員	<p>医療機関における感染拡大防止対策への国の支援等はどうなっているのか。</p>
健康福祉企画課長	<p>国の医療機関等における感染拡大防止対策への支援として、院内での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるための支援補助金がある。緊急的臨時的なものとしていたため、当初令和3年9月末で終了する予定となっていたが12月末まで延長になると聞いている。引き続き医師会や薬局等へ当該補助金の制度について周知を図りたいと考えている。</p>
関委員	<p>ある程度軽快したコロナ患者が回復期に活用する病床を確保している病院に対する空床補償の内容は、どのようなものか。</p>
健康福祉企画課長	<p>回復後の患者を受け入れる医療機関が確保している病床への空床補償として、県では今年の1月から9月まで1床当たり1月3万円を10病院に支払っている。9月で終了した主な理由としては、診療報酬の臨時的な取扱いにより診療報酬が大幅に加算されたこと、退院基準が周知されたこと、回復後患者の受入れへの理解が進み、10病院以外の病院でも受入れてもらえるようになったことなどである。</p>
関委員	<p>新型コロナ対策として、医療機関が逼迫した場合における「臨時の医療施設」の設置に関する考え方はどうか。</p>
参事(兼)新型コロナワクチン接種総合企画課長	<p>体育館のようなところに臨時の医療機関を設置した場合、プライバシー確保が難しいことから、安心して療養できる場所を優先すべきと考えており、現段階では宿泊療養施設の更なる拡充について検討している。</p>
関委員	<p>新型コロナ対応の医療機関が逼迫した場合にはどう対応するのか。</p>
参事(兼)新型コロナワクチン接種総合企画課長	<p>軽症、無症状の患者を含め、現在はコロナの重点医療機関やそれに準じる医療機関で対応しているが、今後は患者の振り分けや各医療機関の性格に応じた役割分担を考えており、感染拡大の段階に応じて病床の確保を行う。なお、ワクチン接種や中和抗体療法の普及などにより入院日数も短縮傾向にあり、現在の専用病床237床で対応可能と見込んでいる。</p>